

福祉サービス第三者評価の結果

平成28年3月22日 提出(評価機関→推進委員会)



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	青森県立子ども自立センターみらい	種別	児童自立支援施設		
代表者氏名 (管理者)	所長 三浦 均	開設年月日	昭和23年4月1日		
設置主体 (法人名等)	青森県	定員	50	利用人数	12
所在地	(〒030-0134) 青森県青森市大字合子沢字松森265				
連絡先電話	017-738-2043	FAX電話	017-738-2046		
ホームページアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/mirai/2008-0626-1036-418.html				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴			
	1回	平成24年度			

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p><施設運営理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して生活できる施設にします。 職員が、安心して働くことができる施設にします。 いっしょに、安心して学び合う施設にします。 <p><施設運営基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 集団における人間関係を通して、大切にされる体験を積み重ね、規則的な日常生活の心地よさを体得させます。 日課や行事等あらゆる生活活動場面の中で、すべての職員によって、一般常識や生活技術、社会生活や学校生活上に必要な人格形成、対人関係の作り方などを習得させます。 自己生活活動面と社会生活活動面、問題行動面について、客観的な個別評価を定期的に行い、達成目標をいっしょに考えながら、子どもの成長に見合った支援をします 職員は、子どもにとって最良の支援を行うために、常に自己研鑽に努め、資質や専門性を向上させます。 	
	サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
自立支援活動、生活指導、作業指導、クラブ活動、選択教科活動、	入学式、清掃活動、修学旅行、炊事遠足、東北・北海道野球大会、水泳教室、	
学習指導	(前期・後期)意見発表会、(前期・後期)柔道大会、臨海学校、学生会、	
	運動会、文化祭(作品展・学芸会・模擬店)、クリスマス会、餅つき大会、	
	アルペンスキー教室・スキー大会、卒業式、卒業を祝う会、誕生会等	
その他、特徴的な取組	<p>当施設は、明治42年に県立感化院新城学園として創設され、その後、少年教護法施行に伴い「少年教護院」となり、児童福祉法施行に伴い「教護院」に変わり、平成9年の児童福祉法改正に伴って「児童自立支援施設」として「青森県立子ども自立センターみらい」へと名称が変更され現在に至っています。</p> <p>平成11年に「青森市立横内小中学校合子沢分教室」が併設されたことにより、教師と施設職員の十分な連携と情報共有、子どもに寄り添うことを基本としてきめ細やかな支援が実践されていることが特徴です。</p> <p>毎年度実施している「自己評価」の結果を真摯に受け止め、「第三者評価等改善委員会」を設置し、課題の解決や改善策の検討など、支援の質の向上について組織として前向きに取り組んでいることは特筆すべき特徴であり、優れているところです。</p>	

本館概要	寮舎概要(あかしあ寮・からまつ寮・しらかば寮)																																																												
1階: 所長室、職員室、事務室、分教室職員室、医務室、ロッカー室、	児童居室10、指導室3、浴室2、洗面所2、物品庫2、静養室2、																																																												
トイレ、面談室、物品庫、パソコン室、会議室、データ室、音楽室、	乾燥室2、洗濯室、食品庫、機械室、下足室、自習室、																																																												
倉庫、湯沸室、体育館など	リネン室、医務室、調理室、食堂、休憩室、トイレ4、ホールなど																																																												
2階: 教材室、美術室、理科室、教室5、トイレ、物置																																																													
職員の配置																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th colspan="2">人数</th> <th>職種</th> <th colspan="2">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>常勤:1</td> <td>非常勤:0</td> <td>非常勤技能員(調理員)</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>総括主幹(総務課長事務取扱)</td> <td>常勤:1</td> <td>非常勤:0</td> <td>技能技師(運転技能員)</td> <td>常勤:1</td> <td>非常勤:0</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>常勤:1</td> <td>非常勤:0</td> <td>職業指導員</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>常勤:3</td> <td>非常勤:0</td> <td>講師</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>常勤:7</td> <td>非常勤:0</td> <td>嘱託医</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:2</td> </tr> <tr> <td>主任専門員</td> <td>常勤:1</td> <td>非常勤:0</td> <td>業務当直員</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:6</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>常勤:4</td> <td>非常勤:0</td> <td>非常勤労務員</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>臨時技術手(栄養士)</td> <td>常勤:1</td> <td>非常勤:0</td> <td>非常勤事務員</td> <td>常勤:0</td> <td>非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>技能技師(調理員)</td> <td>常勤:3</td> <td>非常勤:0</td> <td></td> <td>常勤:</td> <td>非常勤:</td> </tr> </tbody> </table>	職種	人数		職種	人数		所長	常勤:1	非常勤:0	非常勤技能員(調理員)	常勤:0	非常勤:1	総括主幹(総務課長事務取扱)	常勤:1	非常勤:0	技能技師(運転技能員)	常勤:1	非常勤:0	指導課長	常勤:1	非常勤:0	職業指導員	常勤:0	非常勤:1	主幹	常勤:3	非常勤:0	講師	常勤:0	非常勤:1	主査	常勤:7	非常勤:0	嘱託医	常勤:0	非常勤:2	主任専門員	常勤:1	非常勤:0	業務当直員	常勤:0	非常勤:6	主事	常勤:4	非常勤:0	非常勤労務員	常勤:0	非常勤:1	臨時技術手(栄養士)	常勤:1	非常勤:0	非常勤事務員	常勤:0	非常勤:1	技能技師(調理員)	常勤:3	非常勤:0		常勤:	非常勤:	
職種	人数		職種	人数																																																									
所長	常勤:1	非常勤:0	非常勤技能員(調理員)	常勤:0	非常勤:1																																																								
総括主幹(総務課長事務取扱)	常勤:1	非常勤:0	技能技師(運転技能員)	常勤:1	非常勤:0																																																								
指導課長	常勤:1	非常勤:0	職業指導員	常勤:0	非常勤:1																																																								
主幹	常勤:3	非常勤:0	講師	常勤:0	非常勤:1																																																								
主査	常勤:7	非常勤:0	嘱託医	常勤:0	非常勤:2																																																								
主任専門員	常勤:1	非常勤:0	業務当直員	常勤:0	非常勤:6																																																								
主事	常勤:4	非常勤:0	非常勤労務員	常勤:0	非常勤:1																																																								
臨時技術手(栄養士)	常勤:1	非常勤:0	非常勤事務員	常勤:0	非常勤:1																																																								
技能技師(調理員)	常勤:3	非常勤:0		常勤:	非常勤:																																																								

2 評価結果総評

<p>◎ 特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営理念に明示された「子どもの最善の利益」を基本として、運営方針に掲げている「子どもの良いところを見つけ、できたことを褒める」という支援の基盤が職員に根付き、外部との接触が少ない中においても、家庭的な雰囲気づくりや職員との強い信頼関係が築かれていることは施設と職員の努力の表れであり、高く評価できます。 ・県立の施設であり、施設環境面や人員配置などの課題はあるものの、自己評価に対して職員が真摯に向き合っていることや第三者評価等改善委員会を設けて受審結果から見える課題や改善を整理して担当課へ提出するなど、支援の充実を目指し、施設として可能な限り前向きに取り組んでいることは高く評価できます。 ・「児童等からの意見・要望・提案に関する対応要領」や「児童との話し合い実施要領」など子どもの意見を尊重するための要領等を定め、寄り添うことを基本とする考え方が職員に根付き、常に一人ひとりの子どもが抱える問題や課題に向き合う職員の姿勢は高く評価できます。
<p>◎ 改善を求められる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧小舎制を基本とする現在の定員や、入所児童が抱えるニーズの多様化に伴う職員配置など、心理担当職員が配置されたものの、家庭支援専門相談員も兼任での配置に留まり、施設の現状に即しているとは言えず、職員にかかる負担が非常に大きいと感じます。適正かつ実情に沿った人員配置への配慮や老朽化が著しい施設の現状について、運営者に対する継続的な要望に期待します。 ・運営者として児童自立支援施設の「児童の自立と社会復帰をめざす」という理念に基づき、施設の将来像を描いた中・長期的な展望やその内容を中長期計画という形で明示されることに期待します。 ・利用者の年齢や多感な心情に配慮して、「衣・食・住」に対する柔軟な対応について職員や利用者の意見を基に協議・検討する機会を設けることで、退所後の社会環境に適応できる自立に向けた取り組みに期待します。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>評価の結果を真摯に受け止め、公表するとともに、評価結果を踏まえた改善に向けて、設置者である青森県の指導の下、職員が一体となって、今後も、利用者及び関係者に信頼されるサービスの提供ができるよう努力して参ります。</p>

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成27年10月1日
	評価実施期間	平成27年12月16日～平成27年12月21日
	事業所への 評価結果の報告	平成28年3月15日

第三評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント>「施設運営理念」「施設運営基本方針」として業務概要、パンフレット、ホームページ等に掲載し、表現を工夫するなど職員や利用者に対する十分な周知が図られています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント>全国の協議会や地域団体との連携により、社会福祉事業及び地域の情報を収集するなど、公立施設の所掌の範囲で鋭意努力しています。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント>施設整備や人員体制、運営状況や改善すべき問題点等を施設の現状と課題としてまとめ、改善委員会を組織し、課題の解決に向けて内容の検討が図られています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>「センターみらいの現状と課題」には、施設・設備、組織体制等の具体的な数値目標も明記されていますが、施設の将来を見据えた中・長期的なビジョンとは言えません。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 中・長期計画はありませんが、施設として現状と課題を整理し、それを基に自立支援、学習指導、作業指導、課外活動等を策定しています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント>担当職員の起案、各寮の話し合い、連絡会議等によって意見を集約、年度末に評価・検討するプロセスが確立しています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント>男子寮と女子寮ごとに、毎月一回、行われる話し合いの中で事業計画を随時説明している他、保護者に対しては事業計画の内容を説明するとともに、事業へ招待するなど、事業計画の周知と事業への理解を深めるよう努めています。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント>職員の自己評価の内容から個々の職員が真摯に取り組む姿勢や、定期的に第三者評価を受審するなど、支援の質の向上に対して組織的に取り組んでいます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント>第三者評価受審を機に「第三者評価等改善委員会」を設置し、定期的に会議を開催し、自己評価及び第三者評価結果に基づき施設の課題や改善策について検討しています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント>事務分担表に施設長の役割分担を明示し、毎月の職員会議での講話や職員とのコミュニケーションを図るなど自らの役割と責任について理解を深めることに努めています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント>全国・ブロック協議会の会議や研修会に積極的に参加し、遵守すべき法令等の情報収集に努め、毎月の職員会議や処遇会議において説明するなど、周知を図っています。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント>定期的な第三者評価受審による評価結果・課題の改善に向けて改善委員会を設置するなど、支援の質の向上に継続的に取り組む体制を確立しています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント>第三者評価結果について、委員会を設置して改善策の検討や施設の現状と課題を整理し、県担当課に提出するなど、指導力を発揮しています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント>施設の現状や多様化するニーズに即した人材確保の課題を整理して担当課に提出しています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント>「青森県人材育成方針」に基づき、県が実施する人事評価制度により定期的に「能力評価」及び「業務評価」が実施されています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント>職員の就業状況や意向については定期的に把握され、県の基準に即した対応がなされています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>県の「人事評価制度」に基づき、業務評価等についての人事評価が行われ、その結果については個々の職員へフィードバックされています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント>施設が期待する職員像と職域における専門性が明確にされ、「職員研修管理要領」を定めて職員研修への参加や職員教育が計画的、組織的に実践されています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント>個々の職員における過去の研修参加実績に基づいた研修カードが作成され、職員研修の参加や職員教育が組織的に実践されています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント>保育実習、社会福祉基礎実習等の実習生の受け入れを行い、施設の特性から子どもとの交流に限られる中でも実習成果が得られるようなプログラムを設定しています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント>ホームページの開設、業務概要の作成により可能な限りの情報を公開しており、民児協定例会や防犯協会への参画により施設の理解促進に努めています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント>施設内の事務、経理等については事務分担表によって明確にされており、自己検査や財務監査等が実施され、経理に関する公平性や透明性は十分に確保されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>施設の特性や立地条件等により、外部との交流や制約がある中で、地域清掃奉仕、施設行事への関係者等を招待するなど、可能な限りの交流を図っています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント>大学生、BBS など、毎年、定期的なボランティアを受け入れており、学習ボランティアに対しては、毎年度当初に説明会を実施して理解を深めています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント>児童相談所、嘱託医等と会議や打ち合わせ等により職員間で共有が図られ、個別ケースについては必要に応じて定期的な情報共有や連携が十分に図られています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント>施設の機能や特性を活かして、関係機関や事業所からの講演や事例発表等の依頼に積極的に対応する姿勢が伺えます。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c

＜コメント＞地区民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、施設の理解と地域のニーズ把握に努める姿勢が伺えます。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞職員への運営理念、基本方針の配布、業務概要の説明により理解を促しており、会議、朝会において、定期的な支援状況や把握・支援に向けての話し合いが行われています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・b・c
＜コメント＞児童のプライバシー保護の要領を状況に応じて具体的に明示している他、見学者の受け入れ回数や保護者の面接等についても配慮されています。		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞ホームページやパンフレット、電話での対応、見学等を実施しており、寮長や指導課長が子どもや保護者に対して丁寧に分かりやすく説明しています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞入所時に子どもと保護者の意思を確認し、しおりを配布して施設内を案内するなど、具体的に分かりやすく説明しています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞退所後のフォローアップは児童相談所と連携を図りながら必要に応じて家庭訪問や電話相談、個々のケースを考慮して行っています。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞毎月、指導員による面談を通じて子どもの意見を聴取し、結果を分析し、改善に向けた支援のあり方を検討した上で改善策を記録しています。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
＜コメント＞入所時に保護者や子どもに配布しており、苦情設置箱の設置、苦情内容の公表、検討内容のフィードバックが行われています。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント>入所時に、いつでも、誰にでも相談できる旨説明しており、相談や意見を述べる際に複数の方法や相手を自由に選べることを分かりやすく説明した文書を作成しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント>把握した相談や意見は朝会で申し送りがなされ迅速に対応している他、必要に応じて内容を記録し、組織的な関わりが必要な場合は協議した上で対応しています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント>危機発生の事案毎に具体的な対応方法や未然防止の取り組みをしており、危険箇所や安全を脅かしそうな事態の報告については、職員会議で話し合い改善策を講じています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>マニュアルを策定して職員へ周知しており、未然に防ぐための研修や処置の仕方を勉強しています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント>火災、消火訓練、地震等の訓練は毎月、総合訓練は2回実施されています。また、非常食を備蓄している他、防災計画も作成されています。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
<p><コメント>生活指導要綱が策定され、職員は子どもの思いを汲み取りながら信頼関係を構築し、高い専門性に基つき、内容を共有しながら支援に努めています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント>支援の過程で随時見直が行われており、支援の質に関してはPDCAのサイクルによって検証・見直しが行われ職員の共通理解のもとで実践されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント>担当者会議においてアセスメントがなされ、個々の課題の明示や保護者や子どもの意向を確認し、所長、担当者、心理療法担当職員等の参加により支援計画が策定されています。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント>個々の子どもの状況に応じて会議で話し合い、支援の課題と問題解決の方策に従って評価・見直しが行われ、児童相談所へ提出されています。		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<コメント>個々の記録は毎日記録されて引継ぎや申し送りが行われており、職員会議や処遇会議を通じて職員間で情報共有が図られています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント>記録の保管、保存、破棄、情報の提供に関する規定が定められており、個人情報の管理体制が確立され、職員は遵守しています。		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a・b・c
<コメント>子どもの最善の利益をめざして、常に一人ひとりの子どもが抱える問題や課題に向き合う職員の姿勢を感じます。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・b・c
<コメント>子どもの出生や生い立ち、家族の状況等について、必要な場合は児童相談所や囑託医との十分な協議を踏まえて適切に伝達しています。		
A③	A-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合のみ、適切に実施している。	a・b・c
<コメント>子どもの権利侵害に十分配慮し、最善の利益になる場合のみの実施であるという意識を職員間で共有した上で実施しています。		
A-1-(2) 権利についての説明		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント>定期的に「子どもの権利条約」の中の「子どもの権利」について説明している他、入所時に施設のルールとあわせて意見箱の設置や権利について説明しています。		
A-1-(3) 他者の尊重		
A⑤	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・b・c

<p><コメント>施設の特性上、他の施設での訪問・交流活動が制限されることを職員は十分に理解し、日常生活における児童との信頼関係の中で他者への心遣いが育まれるよう努めています。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</p>		
A⑥	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a・b・c
<p><コメント>体罰の禁止について明文化し、職員会議において毎回所長から注意喚起されるなど、職員に対する徹底した周知により虐待防止に努めており、十分な対応が図られています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント>不適切な対応の防止については職員への周知を徹底し、環境的な配慮もなされており、プライバシーを確保した上で死角を作らない等、環境的な配慮もなされています。</p>		
A⑧	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・b・c
<p><コメント>施設独自の「危機管理対策要綱」を定めて迅速かつ適切な対応がなされており、研修会への参加や復命書の回覧により他職員に対する周知が徹底されています。</p>		
<p>A-1-(5) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑨	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント>子どもの思想、信教については、規制することも強要することもなく、自由が保障されるよう最大限の配慮がなされています。</p>		
<p>A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑩	A-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント>支援の内容や行事等については「児童との話し合い実施要領」により随時説明され、児童の意見を十分に聞き入れながら主体的に自己決定できる力を養っています。</p>		
A⑪	A-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント>子ども一人ひとりの目標も設定され、子どもの生活改善や将来に向けての自立を助長する取り組みが慎重かつ積極的に行われています。</p>		
<p>A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
A⑫	A-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント>各寮の話し合いや子どもと個別に面談する機会も十分行われ、生活に子どもの意見が反映されるよう努めています。</p>		
A⑬	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・b・c
<p><コメント>金銭管理の帳簿を配布して、施設内において日用品等を模擬金券で購入できるような仕組みがあります。</p>		

A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑭	A-1-(8)-① 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
＜コメント＞子どもの退所にあたっては、児童相談所の指導の下に関係機関とのケース会議を開催し、退所後の役割分担や連携についての確認を行っています。		
A⑮	A-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
＜コメント＞電話、訪問によるアフターケアを継続的に実施しており、必要に応じて短期的に宿泊できる体制を整備し、可能な限り、退所後の支援に努めています。		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	<input type="checkbox"/> ・b・c
＜コメント＞「共に生きる」という基本的な立場に立って日常生活の中で「大切にされる体験」を重ねながら、子どもと職員の信頼関係の構築に努めています。		
A⑰	A-2-(1)-② 子どものニーズをみとらすことのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	<input type="checkbox"/> ・b・c
＜コメント＞入所時において、安心・安全な生活を営むためのルールや約束事を説明し、職員は、子ども達の模範となり得るよう自己変革の意識や人間性の形成に努めています。		
A⑱	A-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	<input type="checkbox"/> ・b・c
＜コメント＞できたことや頑張りを褒めることを職員会議等において徹底して確認し、子どもの些細な動向や変化にも関心を示しながら日々の支援の中で実践しています。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	<input type="checkbox"/> ・b・c
＜コメント＞「生活指導要綱」に基づいて、基本的な生活習慣や生活態度を身に付け、規則正しいリズムミカルな生活が営めるよう個々の発達段階に合わせて支援にあたっています。		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
＜コメント＞自主的に活動を選択する機会は限られていますが、行事や地域住民との交流を通じて自己肯定感の形成や前向きな態度が備わるよう努めています。		
A㉑	A-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している	<input type="checkbox"/> ・b・c

<p><コメント>入所時及び退所時、集中指導・学習の機会を設けており、自己認識と自己責任感の醸成に努めています。</p>		
<p>A-2-(2) 食生活</p>		
A②②	<p>A-2-(2)-① 団らんの中として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。</p>	<p>a・<u>b</u>・c</p>
<p><コメント>子どもは職員と一緒にコミュニケーションをとりながら食事を取り、マナーも生活指導の一部という環境づくりに努めています。</p>		
A②③	<p>A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。</p>	<p>a・<u>b</u>・c</p>
<p><コメント>食事時間が定められ、後片付けが習慣化されている他、食の楽しさや食育については、炊事遠足やおやつ作りなどの調理体験を実施するなど、工夫しています。</p>		
<p>A-2-(3) 衣生活</p>		
A②④	<p>A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。</p>	<p>a・<u>b</u>・c</p>
<p><コメント>各自が洗濯できるようにし、清潔な衣服の着用、学校には制服で寮内はジャージで統一されていて下着も暖かいものを着用しています。</p>		
<p>A-2-(4) 住生活</p>		
A②⑤	<p>A-2-(4)-① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。</p>	<p>a・<u>b</u>・c</p>
<p><コメント>進学する子どもに対しても空き部屋を使用させるなど配慮している他、私物の本や衣服等はロッカーや引き出しを使用して、全ての子どもがきれいに整理整頓をしています。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
A②⑥	<p>A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>	<p><u>a</u>・b・c</p>
<p><コメント>職員は個々の子どもの状況を把握し、健康チェック表に記入し、朝会での引継ぎ、申し送りにより共通認識を持っています。</p>		
A②⑦	<p>A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>	<p><u>a</u>・b・c</p>
<p><コメント>健康上特別な配慮が必要な児童は嘱託医、心理士と連携して日頃から注意深く観察している他、定期的な健康管理も行っています。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A②⑧	<p>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・<u>b</u>・c</p>
<p><コメント>性に関する研修を実施しており、生活場面については個々に相談を受けて支援しており、職員は外部研修による復命研修を通じて意見交換をしています。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A②⑨	<p>A-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応してい</p>	<p><u>a</u>・b・c</p>

	る。	
<p><コメント>職員は日常生活の中で暴力の発生抑止に懸命に取り組んでおり、万一、いじめ行為が行われた場合には組織として対処しています。</p>		
A③①	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で徹底している。	a・b・c
<p><コメント>しおりに、いじめ、差別行為等は重大な規律違反であり認められない旨明示し、説明しており、いじめアンケートを実施し、その結果を参考に未然の防止に努めています。</p>		
A③①	A-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a・b・c
<p><コメント>強引な引取りの可能性のある子どもは、児童相談所や警察と連携して対応し、安全、安心して生活できるように注意深く見守り対応しています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A③②	A-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント>常勤の心理士が嘱託医と連携してケースカンファレンスを行い、指導員も生活支援として寮内で共有して支援に携わり、ケアの効果について評価・見直しが行われています。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A③③	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント>施設内に分教室が設置され学校教育が行われ、学習の環境は整備されており、年齢や理解力に応じて学習計画が立てられ、学習習慣が身につくよう支援しています。</p>		
A③④	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント>児童の意見を考慮した上で分教室の職員と連携して進路を決定しており、希望によりオープンキャンパスへの体験等も行っています。</p>		
A③⑤	A-2-(9)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント>仲間との協同作業を通して人間的な触れ合いや根気よく最後まで取り組むよう支援している他、一坪農園があり、作業体験を積み重ね、育てる喜びを育んでいます。</p>		
A③⑥	A-2-(9)-④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a・b・c
<p><コメント>施設職員と分教室の職員が常時諸会議や話し合いに参加して十分連携が取られています。</p>		
A③⑦	A-2-(9)-⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	a・b・c
<p><コメント>男子、女子ともにスポーツ活動や文化活動を楽しみ、子どもは目標を持って意欲的に参加しています。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		

A③⑧	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a・b・c
<コメント>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・ <input type="text"/> ・c
<コメント>家庭支援専門相談員は専任ではないが、児童相談所との連携で対応しており、行事等への案内や面接、電話相談にも対応しています。		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・ <input type="text"/> ・c
<コメント>面会、外出、一時帰宅は児童相談所と連携・協議して行われており、電話や手紙についての注意事項はしおりに記入され、十分な配慮の基に再構築に努めています。		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	<input type="text"/> ・b・c
<コメント>指導課長と寮長が配置され組織的に働きかけを行っており、職員が一人で問題を抱え込まないように相談できる体制にあります。		